

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係
政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号）による公立学
校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定
める政令（昭和32年政令第283号）の一部改正に伴うほか，所
要の規定整備を行うため。

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和
6年伊丹市条例第 号）

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例（昭和44年伊丹市条例第35号）の一部を次の
ように改正する。

第6条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設，労役場その他こ
れらに準ずる施設に拘禁されている」に改め，「，または収容され」
を削り，同条各号を削る。

第11条第4項及び第15条第1項中「一に」を「いずれかに」
に改める。

第18条第4項中「行なう」を「行う」に改める。

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。